遺憾なきを期すること。更に傷痍者に可能なる職業、作業の種類及び各職業、作業に適應する傷痍の性質、程度等を精査し、之等に關する目錄一覽表を作成すること。

右の如き基本的調査を完璧ならしむるために、工場經營者、技師、醫師、勞務管理者、職業紹介所職員其他の專門家を網羅する官民合同の委員會を組織すること。

二、傷痍軍人の優先的使用

傷痍軍人に對しては一般に事情の許す限り優先的に之を雇傭すること。殊に、國家、公共團體に於ては率先斯の好範例を示す要あり、民間事業に於ても勉めて傷痍軍人の優先的使用を心掛くること。尙民間事業に於て傷痍軍人を優先的使用するに當り作業方法及び作業設備の改善を要する場合には必要なる費用の一部若くは全部を國家が補助支給するが如き方策も併せ考慮すること。

三、傷痍軍人の原職復歸

入營若くは應召前に職業を有したる者は原則として原職に復歸せしむるは勿論なるも、斯の場合復歸者が傷痍により從前の作業能力を減失せる場合には其の減失程度に應じて夫々適切なる取扱ひを要すべし。

(イ)從前の作業能力を減失するも原職に復歸し得る場合には多少の支障あるも忍んで原職に復歸せしむべきこと。復歸者の周圍は、常に溫情を以て其の作業を見守るべし。

尙其際に起り得べき賃銀所得の減少に對しては別途に考慮すること。

(ロ)作業義肢又は補助具の使用により作業能力の減失を回復して原職に復歸し得る場合には、復歸者が必要とする作業義肢又は補助具を國家若くは事業主より支給すること。

(ハ)作業設備乃至作業方法の改善により從前の作業能力を著しく減失せずして原職に復歸し得る場合には事業主に於て復歸者の傷痍患に適應せる作業設備乃至作業方法の改善を實現すること。斯の改善に必要なる費用は事情に應じ國家より其の一部若くは全部を補助支給すること。

(二)從前の作業能力の全部若くは大部を喪失して原職復歸の見込なきに至れる場合には、之を他の適當なる職場へ廻はすなり、或ひは當人に代つて其の家族を働かしむるなり、或ひは又別の適當なる職業へ移すなり、個々の場合に應じて夫々適切なる解決の途を講ずること。要之、如何なる場合にも常に傷痍軍人並に其の家族の福祉を中心とし生活水準の向上の趣旨に則り、適時適處最善の成果を收むるやう努むること。

四、傷痍軍人に對する再教育並に職業指導

傷痍軍人中、原職に復歸し得ざる者及び從前職業を有せずして新たに就職を希望する者に對しては其の傷痍疾患に適應せる新職業を選擇し之に必要なる再教育を施すこと。

(イ)特別なる再教育機關及び施設を完備すると共に、學校、會社、工場、商店等への委託教育をも併せ行ふこと。

(ロ)再教育期間中、傷痍軍人並に其家族の生活を保障すること。

(ハ)專任の職員を置き、傷痍軍人の適業選擇、再教育、職業輔導並に就職等に就き遺憾なきを期すること。

(ニ)再教育並に職業指導機關と職業紹介所を中心として之に當らしむること。但し、傷痍軍人を一般求職者と同一に取扱ふは不合理なるを以て、職業紹介機關內に傷痍軍人を專門に取扱ふ特別部門を設くる要あり。同時に又、傷痍軍人手帳制度の如きを制定し、本人の身分を明かならしむると共に、其の傷痍の程度、可能なる職業の種類、各職業への適應能力等を檢定登錄し置くことは爾後の就職を圓滑ならしむる上に肝要の措置なるべし。

六、傷痍軍人に對する就職後の保護監督指導

傷痍軍人に對しては、其の就職後に於て一般の就職者に對する以上に懇切なる保護監督指導を要するものあるを以て、之がために專任の職員を設け、再教育、職業指導、就職及び爾後を一貫して終始懇切なる保護監督指導に當らしむること。

尙右の專任職員を中心として更に保護監督指導の徹底を期するため、職業紹介機關、勞働保護機關、傷痍軍人保護團體等各種機關の積極的協力を求むること。

七、傷痍軍人の就職と官民の徹底的協力

傷痍軍人の就職は當面の重大問題にして、之の適正なる解決を圖り、傷痍軍人並に其の家族の福祉及び生活安定を確保するは當に國家全體の靈すべき重大責務なり。而も斯の問題の實際的解決は多大の困難を伴ひ、且つ心理的にも技術的にも頗る微妙なる取扱ひを要するものあるが故に官民共に愼重なる態度を以て臨むこと。

更に又、傷痍軍人の就職に關して國家及び公共團體が特に最大の責務を負擔すべきは勿論なるも、其の成果の完璧を期するためには民間側の適切なる協力を必要とす。民間側に於ても亦、進んで自發的に傷痍軍人の就職問題解決に協力すること。就中、民間の負擔能力多き方面に於て率先して之の好範例を示すことは國民思想の上に好影響を齎らし延いて社會全體の人心安定を得る所以なるを以て、大會社、大工場、大商店等は勉めて大なる責任を負擔するに吝かならざること。而も、內外の經驗に徵し、民間の自發的協力による傷痍軍人の使用は年月を經過するに從て、職時中の昂奮漸く薨ち弛緩を見るに及び、結果に於て傷痍軍人の不幸を齎らしたる事例も尠からざるを以て、自發的協力の美風を永く培ひ、眞に有終の成果を收むるには官民共に多大の熱誠努力を傾倒するの要あるべし。同時に又、政府としては自發的協力による方法を極力勸奬すべきも而も斯の方法が傷痍軍人の多數なる場合、民間各事業間に傷痍軍人を公平に分布せず、且つ傷痍軍人の恆久的使用を確保せざる缺陷あるに鑑み、必要に應じて傷痍軍人の公平なる割當、傷痍軍人の恆久的使用を確實にするため、我國產業の實際事情を斟酌せる義務的立法の確立に就きても豫め周到に準備し置くべきこと。

(乙)勞務管理上より觀たる傷痍軍人對策

一、傷痍軍人の原職復歸と會社、工場

各會社、各工場等の應召從業員中より出せる傷痍軍人に就いては夫々原職に復歸の建前を採るは勿論なるも、傷痍軍人の數は各地方、各會社各工場等によりて著しき相違あり、且つ事業の種類、作業の性質等によりては

傷痍軍人を悉く原職に復歸せしむることの困難なる場合も尠からざるべきを以て、斯の場合には傷痍軍人の福祉並に生活保全を衷心念頭に置き、個別的に最も適切且つ公正なる解決の方途を講ずること。即ち、

(イ)傷痍軍人は原則として其の原職に復歸せしむること、萬一復歸の困難なる場合は、當該會社、工場に於て爾後の身の振り方に就き、徹底的配慮をなすこと。傷痍軍人の更生を圖るに當り、當該會社工場の力のみを以て解決困難なる場合は職業紹介機關、勞働保護機關又は傷痍軍人保護團體等各種機關の協力を得ること。

(ロ)傷痍軍人を出すこと少數若くは絕無なる會社工場等に於ても、國民的共同の趣旨に悲き斯際自發的に相當數の傷痍軍人を使用するやうに努むること。

(ハ)政府當局は、一般傷痍軍人に就き、各會社、工場等に對して其の優先的使用を極力勸奬すると共に、傷痍軍人が各會社、工場等間に合理的且つ公平に割當分布せらるゝやう適切なる考慮を拂ふこと。

二、傷痍軍人の再教育と會社、工場

職業を必要とする傷痍軍人に對しては、其の傷痍疾患の程度、性質に應じ、且つ本人の希望志向等をも併せて考慮の上、適當なる再教育を施すこと。

再教育機關施設が當該會社、工場等內に設けらるゝ場合は勿論之を他に委託する場合と雖も、當該會社、工場等は再教育期間中に於ける傷痍軍人並に其の家族の生活に就き、でき得る限りの面倒を見ること。

再教育終了後、會社、工場に復歸し得るに至りたる者は事情の許す限り復歸せしむると共に復歸し得ざる者に對しては、爾後の生活確立のため、當該會社、工場をはじめ各種機關協力して最善の方策を講ずること。

各會社、工場は再教育機關、職業紹介機關等と常に緊密なる連繫を保ち、再教育を終了せる傷痍軍人の原職復歸乃至新規就職に就き遺憾なきを期すること。

三、作業上に於ける傷痍軍人の待遇

傷痍軍人を原職に復歸せしめたる場合、單に傷痍軍人たるの故を以て之に特殊の待遇を與ふることは、傷痍軍人自身に對しても或は又其の同僚たる普通勞務者に對しても、寧ろ採らざる所とす。苟も作業に關與する限り傷痍軍人たると普通勞務者たるとを問はず、同樣の規律統制の下に服せしむべし。但し、傷痍軍人を普通勞務者の間に伍して働かしむる場合、心理的に將又技術的に複雜微妙の取扱ひを要する問題の間々發生することもあるべきが故に、勞務管理上特に斯點に留意すると共に、傷痍軍人、一般勞務者双方の修養自覺を促し、相互に敬愛和協の氣風を馴致せしむるやうに努むること。

四、傷痍軍人の賃銀其他の勞働條件

傷痍軍人の賃銀は恩給とは別個に考慮決定すること。

恩給の多寡によりて傷痍軍人の賃銀を決定することの不當なる は勿論なるも、同時に傷痍軍人たるの故を以て、作業能力の如何を顧慮せず一律に普通勞務者と同樣なる賃銀を給與することも亦必ずしも良好の結果を得るとは限られず。

傷痍軍人の賃銀は、原則として同一の作業に從事する普通勞務者と同等なる標準に基き、其の能力に應じて支給すべし。各種の手當も亦、同樣の算定方法に據ること。

職業再教育並に職業指導上の凡ゆる努力にも不拘、傷痍軍人の作業能力が低下し、其の結果、所得の減少によりて生活に對する充分の保障の得られざるが如き場合には、別途の方法によつて傷痍軍人並に其家族の生活保全を考慮すること。

賃銀のみならず、勞働時間其の他の勞働條件に就きても傷痍軍人に對して特に差別的待遇をなすが如きことは寧ろ採らず、事情の許す限り普通勞務者と同樣なる取扱ひの下に、作業に從事せしむべし。

五、災害豫防、安全施設其他の改善

作業に際して傷痍軍人と普通勞務者との間に差別的取扱ひを設けず、勉めて同一條件の下に働かしむるは勞務管理上肝要のことなるも、傷痍軍人が比較的不自由なる身體を驅使して普通勞務者と同樣なる作業に從事することは相當勞苦と危險とを伴ふ實情も間々あるべきを以て事業主側に於て出き得る限り傷痍軍人に適合する作業設備乃至作業方法の改善實現を圖り、傷痍軍人の作業上に於ける負擔を輕減するに努むること。特に傷痍軍人の災害豫防、安全施設に就きては萬全を期する要あり、之の完備は事業主側の義務として遂行すべし。斯際は、事情に應じ必要なる施設經費の一部若くは全部を國庫より補助支給するが如き方法をも考慮すること。

六、傷痍軍人の解雇防止

傷痍軍人が失業したる場合、其の再就職は一般勞務者に比して多大の制約を受くべきが故に、之に對しては普通勞務者と區別し特に懇切なる保護指導を與ふる要あり。再就職を困難ならしむる最大の原因は、傷痍軍人の作業能力に關する事業主側の不信に在るを以て、必要に應じ能力檢定證を發給し、傷痍軍人の作業能力を瞭然たらしむるは、爾後の就職を圓滑ならしむる上に多大の効果あるべし。

傷痍軍人の不當なる解雇を豫防するためには、解雇豫告期を定め、傷痍軍人と事業主との間に起ることあるべき紛爭に就いては當事者のみならず、職業紹介機關、勞働保護機關、又は傷痍軍人保護團體等の代表者を含む機關の協力を得て適正なる解決策を講ずること。

七、作業以外に於ける傷痍軍人の優遇

作業方面に關する限り傷痍軍人を普通勞務者と區別せず、すべて同一の規律統制に服せしむることは寧ろ當然なるも、作業以外の方面に於ては、例へば傷痍軍人のために

(イ)日常必需品の廉賣

(ロ)住宅の供與

(ハ)家族に對する優遇

(ニ)名譽の表彰其他の精神的優遇等

諸種の優遇方法を講じ、其の殊勳を顯彰するに努むること。